

NPO日本消化器がん検診精度管理評価機構
平成25年度秋期理事会議事録

1. 日時：平成25年12月7日(土曜日) 12:00～12:50
2. 場所：国立がん研究センター中央病院
3. 出席者数：理事総数70名中46名参加、そのうち会議出席25名、書面表決21

会議出席者25名、議決権行使書による表決者21名であることから、本理事会における審議は成立することが事務局水谷勝理事より宣言された。

次いで、定款第34条に従えば本理事会の議長には細井董三理事長であるが欠席のため、馬場保昌副理事長が議長に指名された。また、議事録署名人には仲村明恒理事、重松綾理事が推挙され全会一致で承認された。

引き続き馬場議長が開会を宣言した。

本議事録には、議事の進行に沿って報告案件と第1～第4号議案(審議案件)、追加の報告案件を順に記した。なお、初出を除いて発言者氏名は略した。

第I部 報告案件

報告案件：胃がんX線検診基準撮影法指導員任命規程について

剛崎寛徳胃X線検診精度管理・評価委員会委員長が説明した。胃がんX線検診基準撮影法指導員のあり方について検討したところ、昨今は撮影機器・被爆・読影など基準撮影法以外の事柄の指導も求められていること、新たな指導員の選出が不可欠なことなどを考慮し、運営委員会で協議した結果、「胃がんX線検診基準撮影法指導員任命規程」の廃止を決定したことを報告した。

第II部 審議案件

1 第1号議案：胃がんX線検診指導員任命制度規程(案)について

引き続き剛崎委員長が説明した。「胃がんX線検診基準撮影法指導員任命規程」の廃止に伴い、新たに「胃がんX線検診指導員任命制度規程(案)」を起案したと発言した。これは当法人の事業に賛同する新たな指導員を募ること、および現在の基準撮影法指導員を胃がんX線検診指導員に移行することを目的としているとした。日程は来年2月23日と3月23日の2回とし、申請に必要な書類について説明があった。今回起案した指導員任命規程案について審議をお願いしたいと発言があった。

質疑応答に移り、高橋伸之理事より指導講師については対象となるのか、との質問があった。剛崎理事より指導講師は対象外である、指導講師のあり方については今後検討する予定であるとの説明があった。

審議に入り、出席理事25票、議決権行使書19票の賛成多数(議決権行使書2票の反対)により本案は可決された。

2 第2号議案：基準撮影法指導員に対する技術部門A資格移行手続きの廃止(案)について

引き続き剛崎委員長が説明した。当法人の事業に対して非協力的な指導員への善処を求める意見が寄せられていること、現時点では技術A検定の要件が未定であること、「胃がんX線検診基準撮影法指導員任命規程」が廃止されることに伴って、平成21年秋期理事会における移行措置のうち、基準撮影法指導員に対して技術部門A検定資格取得者とみなした手続きを行う、とする部分を廃止する修正案について審議をお願いしたいと述べた。

質疑応答に移り、板谷理事から寄せられた反対意見について水谷理事より説明があった。議案の内容については理解できるが、多くの真面目な指導員の方もおられるので、一部の人のためにこの様な形になるのは少し乱暴な方法ではないかとの意見が報告された。

続いて審議に入り、出席理事25票、議決権行使書18票の賛成多数(議決権行使書3票の反対)により本案は可決された。出席理事からの質問はなかった。

3 第3号議案：胃がんX線検診技術部門B資格検定制度規程の改訂(案)について

引き続き剛崎委員長が説明した。これまで胃X線検査画像をフィルムにプリントしたものを持参して会場で判定して技術検定を行っていたが、施設の事情によりX線画像のフィルム提出が困難な事例が増えて来ることが予想される、とした。平成26年度より電子媒体に記録し提出することに対応するため、技術部門B資格検定規程の改訂が必要となったため、改訂案について審議をお願いしたいと説明があった。

質疑応答に移り、原田容二監事より来年度以降もフィルム提出を認めるのかとの質問があり、剛崎理事より従来通りフィルム提出も受け付けるとの回答があった。

続いて審議に入り、出席理事25票、議決権行使書19票の賛成多数(議決権行使書2票の反対)により本案は可決された。

4 第4号議案：理事長退任とそれに伴う理事長・副理事長・各委員会委員長

および関東甲信越支部医師代表の交代の件について

水谷事務局長より説明があった。健康上の理由で細井董三理事長から退任の申し出があり、運営委員会で審議・調整の結果、馬場保昌副理事長を新理事長、副理事長に新たに八巻悟郎理事、X線精度管理・評価委員会委員長に剛崎寛徳理事、支部運営委員会委員長に中原慶太理事、財務委員会委員長に馬場保昌理事(理事長と兼務)、運営委員会委員長に杉野吉則理事、関東甲信越支部医師代表に仲村明恒理事を新たに就任していただく案を起案したので審議をお願いしたいと発言があった。

審議に入り、出席理事25票、議決権行使書21票の賛成により本案は可決された。出席理事からの質問はなかった。

用意された議案についての審議が終わり、追加で報告が2件あった。

まず剛崎理事より、細井董三理事長のNPOにおける今後の役職について、本人に意向を伺いながら運営委員会で審議していくことが報告された。

次いで小川利政監事より平成24年度決算報告書の監査について報告があった。書類の一部に不備があったため、再計算したうえで監事が確認することとなったこと、次年度より公認会計士に決算書作成を依頼するようすべきであること、議事録が付いていない委員会があるため今後は議事録を付けるようにしてほしいことについて確認したことを説明した。

以上、この議事録が正確であることを証します。

平成25年12月

議 長 理事長 馬場 保昌
議事録署名人 理事 仲村 明恒
理事 重松 綾

NPO 日本消化器がん検診精度管理評価機構

胃がん X 線検診指導員任命制度規程 (案)

(目的)

第 1 条

この規程は、NPO 日本消化器がん検診精度管理評価機構 (以下、当法人) が、当法人の設立主旨に賛同するとともに胃がん X 線検診の撮影や読影に関する基本的な知識を有する者に対して、胃がん X 線検診指導員任命試験 (以下、指導員任命試験) を実施することで、医師・放射線技師に対する教育研修事業、胃がん X 線検診の精度管理評価事業、技術部門・読影部門検定事業、および学術集会開催事業に協力し、かつ指導的な役割を担う胃がん X 線検診指導員 (以下、指導員) を選任し、ひいては胃がん X 線検診の精度向上に寄与することを目的として定める。

(指導員任命試験と任命証)

第 2 条

1. 当法人は、本規程に従って指導員任命試験を毎年 1 回実施する。
2. 当法人は、指導員任命試験に合格した者を試験実施年の 4 月 1 日付で指導員として登録するとともに、「胃がん X 線検診指導員任命証 (以下、指導員任命証)」を発行する。
3. 前項の「指導員任命証」は、当法人の会員や講習会の受講生ならびに他の学術団体などに対し、胃がん X 線検診に関する基本的な事柄について教育・指導能力を有することを証明するものである。

(指導員任命試験実施委員会と指導員任命試験合否判定委員会)

第 3 条

1. 公正かつ円滑な指導員任命試験の実施を目的として、X 線検診精度管理・評価委員若干名と支部技師代表ないしは支部医師代表、または支部医師代表と支部技師代表が推薦する基準撮影法指導講師からなる胃がん X 線検診指導員任命試験実施委員会 (以下、指導員任命試験実施委員会) を、毎年 11 月に設置する。
2. 指導員任命試験実施委員会の委員長は、X 線検診精度管理・評価委員会が推薦した者を、X 線検診精度管理・評価委員会委員長が任命する。
3. 指導員任命試験実施委員会は、本規程に従って指導員任命試験を企画し実施する。
4. 指導員任命試験実施委員会の委員長は、胃がん X 線検診指導員任命試験合否判定委員会 (以下、指導員任命試験合否判定委員会) の委員長を兼務する。
5. 指導員任命試験実施委員会の委員は、指導員任命試験合否判定委員会の委員を兼務する。
6. 指導員任命試験実施委員会は、指導員に登録された者が当法人のホームページに公表された時点で解散する。

(指導員任命試験の受験料と公示)

第4条

1. 指導員任命試験の期日, 必要な事項および受験料は, 毎年度当法人のホームページに公示する.
2. 当法人は指導員任命試験の期日, 必要な事項, および受験料を別途定めることができる.

(受験資格)

第5条

1. 指導員任命試験を受けようとする者は, 次の各号に掲げる条件を備えていなければならない.
 - (1) 当法人の会員
 - (2) 胃がん X 線検診技術部門 B 資格証明証 (以下, 技術部門 B 資格証明証) と胃がん X 線検診読影部門 B 資格証明証 (以下, 読影部門 B 資格証明証) の両方を有する者
2. 指導員任命試験実施時点での検定試験の管理者 (理事長・副理事長・下部組織委員会の委員長と副委員長・事務局長・支部医師代表と支部技師代表), および胃がん X 線検診基準撮影法指導講師については受験を認めない.

(受験申請書類)

第6条

1. 指導員任命試験を受けようとする者は, 次の各号に掲げる受験申請書類一式を当法人本部事務局より受け取り, 受験申請書類正 1 通を所定の封筒を用いて所定の期日までに当法人本部事務局に提出するものとする.
 - (1) 胃がん X 線検診指導員任命試験受験申請書
 - (2) 技術部門 B 資格証明証の写し
 - (3) 読影部門 B 資格証明証の写し
 - (4) 胃 X 線検診精度管理研究会が企画する学術集会の参加証明証の写し
 - (5) 教育研修委員会が企画する講習会の参加証明証の写し
 - (6) 各支部が企画する講習会の参加証明証の写し
 - (7) 受験料の振替払込請求書兼受領証の写し
 - (8) 受験票
 - (9) 業績目録 (5 年以内の学会発表・論文発表・検査件数/読影件数)
2. 前項の申請書類一式が提出されていない場合には, 指導員任命試験の受験を認めない.

(手続き)

第7条

1. 指導員任命試験を受けようとする者は, 当法人のホームページより受験申請書類を請求する.
2. 受験申請書類の請求期間は, 原則として毎年度 12 月第 2 月曜日から 2 週間とする.
3. 指導員任命試験を受けようとする者は, 当法人本部事務局より申請書類一式を受け取り, 必要事項を記入した申請書類正 1 通を当法人の本部事務局に郵送する.
4. 受験申請書類の受付期間は, 毎年度 1 月第 2 月曜日から 3 週間とする.

5. いったん納入された受験料と受験に関する費用は返還しない。

6. 当法人の本部事務局は受験申請書類一式の記載事項を点検した後に、指導員任命試験を受けようとする者に対し個別に受験票を郵送するとともに、指導員任命試験を開催する支部事務局に対し、指導員任命試験を受けようとする者の氏名を通知する。

(審査要件)

第8条

1. 指導員任命試験の審査要件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 受験申請書類一式
- (2) 面接
- (3) 筆記試験

2. 前項の(2)面接は、指導員任命試験実施委員会が作成した面接要項をもとに各支部単位で実施する。

3. 前々項の(3)筆記試験は X 線検診精度管理・評価委員会が作成したマークシート形式または記述式問題とする。

(合否判定基準と合否判定)

第9条

1. 指導員任命試験合否判定委員会は指導員任命試験の合否判定基準を定める。

2. 指導員任命試験合否判定委員会は指導員任命試験の合否を判定し、X 線検診精度管理・評価委員会に報告する。

(任命証と登録)

第10条

1. X 線検診精度管理・評価委員会は、指導員任命試験の合否結果を理事長、運営委員会、本部事務局および各支部事務局に通知する。

2. 本部事務局は、指導員任命試験の合否を受験者に通知する。

3. 本部事務局は、指導員任命試験に合格した者を勤務地ないしは自宅住所のある支部に所属する指導員として登録するとともに、所属支部名が記された「胃がん X 線検診指導員任命証」を発行し郵送する。

(指導員資格の更新)

第11条

1. 指導員資格の更新は5年毎とする。

2. 更新には技術部門 B 資格証明証と読影部門 B 資格証明証の両方を要する。

3. 更新には以下の各号に定める講習会・研修会・勉強会の参加によるポイント取得を要する。

- (1) 胃 X 線検診精度管理研究会が企画する学術集会
- (2) 教育研修委員会が企画する講習会・研修会
- (3) 各支部が企画する講習会・研修会
- (4) その他、当法人が定める講習会・研修会・勉強会

4. 当法人は前項に定めた講習会・研修会・勉強会の参加によるポイント取得要件と更新料、および更新に世する手続きを別途定めることができる。

(更新の保留)

第 12 条

1. 更新に必要な要件が不十分と考えられる場合など、更新ができないときは所定の書類(胃がん X 線検診指導員資格更新保留申請書)を請求のうえ提出することにより更新手続きを保留することができる。
2. 保留期間中は、指導員を呼称することはできない。

(附則)

1. この規程は平成 25 年 12 月 7 日から施行する。
2. この規程の改廃は、運営委員会の審議により 2 分の 1 以上の同意を得て、理事会の承認を要す。
3. 平成 25 年度指導員任命試験では第 6 条(受験申請書類)の内容を別途定め、当法人のホームページ上に告示する。

平成 25 月 日 施行

NPO 日本消化器がん検診精度管理評価機構

胃がん X 線検診技術部門 B 資格検定制度規程

(目的)

第 1 条

この規程は、NPO 日本消化器がん検診精度管理評価機構(以下、NPO 精管構)の胃がん X 線検診資格審査制度規程(以下、資格審査制度規程)に従い、同規程第 5 条に定める資格審査として胃がん線検診技術部門 B 資格検定(以下、技術 B 検定)を実施することで、消化器がん検診のうち主に胃がん X 線検診に関し、基本的な撮影技術と学識を有する診療放射線技師、診療エックス線技師あるいは医師に資格を授与し、検診精度の安定と向上、ひいては国民の健康に寄与することを目的とする。

(技術 B 検定)

第 2 条

1. NPO 精管構は、資格審査制度規程および本規程および「胃がん X 線検診技術部門 B 資格検定の基準(以下、技術 B 検定基準)」に従って実施する資格審査に合格し、所定の手続きを完了した者に対して「胃がん X 線検診技術部門 B 資格検定合格証明証(以下、技術 B 検定合格証明証)」を発行する。
2. 前項の「技術 B 検定合格証明証」は、NPO 精管構が他の学術団体などに対し、胃がん X 線検診を担当する基本的な技術を備えるとともに、胃がん検診に関する基本的な学識を有することを証明するものである。
3. NPO 精管構は、資格審査制度規程および本規程および「技術 B 検定基準」に従って実施する資格審査に合格し、所定の手続きを完了した者に対して「胃がん X 線検診技術部門 B 資格検定証明証(以下、技術 B 検定資格証明証)」を授与する。
4. 前項の「技術 B 検定資格証明証」は、胃がん X 線検診を担当する基本的な技術を備えるとともに、胃がん検診に関する基本的な学識を有することを NPO 精管構が公認するものである。

(技術部門 B 資格検定試験実施委員会)

第 3 条

1. 公正かつ円滑な技術 B 検定の実施を目的として、X 線検診精度管理・評価委員若干名と支部技師代表ないしは支部医師代表、または支部医師代表と技師代表が推薦する基準撮影法指導講師または基準撮影法指導員からなる技術部門 B 資格検定実施委員会(以下、技術 B 検定実施委員会)を、毎年 1 月に設置する。
2. 技術 B 検定実施委員会の委員長は、X 線検診精度管理・評価委員会が推薦した者を、X 線検診精度管理・評価委員会の委員長が任命する。
3. 技術 B 検定実施委員会は、資格審査制度規程と本規程に従って技術 B 検定を実施する。
4. 技術 B 検定実施委員会は、B 検定資格を取得し登録された者が NPO 精管構のホームページに

公表された時点で解散する。

(実施と公示)

第4条

1. 技術B 検定は毎年1回以上実施するものとする。
2. 技術B 検定の期日および必要な事項は、毎年度 NPO 精管構のホームページに公示する。

(受験資格)

第5条

技術B 検定を受けようとする者は、次の各号に掲げる条件を備えていなければならない。

- (1) 受験を申請する時点で日本国の診療放射線技師ないしは診療エックス線技師ないしは医師免許証を有していること。
- (2) 検定の手続き(第6条の申請書類、第7条の手続きをいう)を満たしていること。

(申請書類)

第6条

1. 技術B 検定を受けようとする者は、次の各号に掲げる申請書類一式を所定の封筒を用いて所定の期日までに NPO ~~精管構~~ 7 支部 **本部** 事務局に提出するものとする。

- (1) 技術B 検定受験申請書
- (2) 胃 X 線検査実施状況調査票
- (3) 受験票
- (4) 診療放射線技師免許証の写ないしは診療エックス線技師免許証の写ないしは医師免許証の写
- (5) 資格審査料および受講料の振替払込請求書兼受領証の写
- (6) 受験票用返信用封筒

2. 技術 B 検定を受けようとする者は、~~X 線フィルム~~ **胃 X 線検査画像**借用ならびに提出申請書、~~および胃 X 線フィルム~~ **胃 X 線検査画像**提出許可書を X 線フィルム **胃 X 線検査画像**に添付して、検定試験当日 **指定の期日**に、**指定**の場所に提出するものとする。

3. 前項ならびに前々項の申請書類が提出されていない場合には、技術B 検定の受験を認めない。

(手続き)

第7条

1. 技術B 検定を受けようとする者は、NPO 精管構本部事務局に申請書類を請求する。
2. 申請書類の請求期間は、原則として毎年度2月第2月曜日から4週間とする。
3. 技術B 検定を受けようとする者は、NPO 精管構本部事務局より申請書類一式を受け取り、必要事項を

記入した申請書類正 1 通(NPO 精管構本部事務局保管)に NPO 精管構本部事務局宛の資格審査料と胃がん X 線検診技術部門 B 資格講習会受講料の振替払込請求書兼受領証の写を添付し、勤務先の住所を管轄する支部事務局に提出する。 **本部事務局に提出する。**

4. 申請書類の支部**本部**事務局受付期間は、毎年度 3 月 4 月第 2 月曜日から 3 週間とする。
5. いったん納入された資格審査料と受講料は返還しない。
6. 支部技師代表と支部医師代表**本部事務局**は申請書類一式の記載事項を**点検**した後に、NPO 精管構本部事務局に受験者リストと受験票を送付する支部事務局に受験者リストを送付する。

(資格審査要件)

第 8 条

1. 技術 B 検定の資格審査の要件は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 申請書類一式
 - (2) 胃がん X 線検診技術部門 B 資格講習会の受講実績
 - (3) 筆記試験
 - (4) 技能検定
2. 筆記試験はマークシート方式とし、その出題範囲は、胃がん検診における X 線検査・撮影法のほか撮影機器、X 線被曝、胃がん検診に関する統計・集計、癌を中心とした胃疾患の撮影と読影に関連する基本的な臨床・病理学的事項等が含まれる。
3. 技能検定は、技術 B 検定の技能検定要項に従い、技術 B 検定を受けようとする本人が撮影した上部消化管 X 線画像の画像評価をもって行う。

(合否判定)

第 9 条

1. 技術 B 検定実施委員会は前条第 1 項第 2 号から第 4 号の実施結果を技術部門検定委員会に報告する。
2. 技術部門検定委員会は技術部門合否判定小委員会とともに技術 B 検定の合否を判定し、X 線検診精度管理・評価委員会と運営委員会に報告する。

(証明書と登録)

第 10 条

1. 技術部門検定委員会は技術 B 検定の実施結果を、理事長、X 線検診精度管理・評価委員長および申請者の所属する支部技師代表と支部医師代表に通知する。
2. NPO 精管構本部事務局は、技術 B 検定の合否を申請者に通知する。
3. 技術 B 検定に合格した者は、当 NPO 法人以外の学術団体や組織に対して技術 B 検定に合格したことを証明する「技術 B 検定合格証明証」、ないしは当法人が独自に技術 B 検定に合格したことを証明する「技術 B 検定資格証明証」、もしくはその両方の発行を申請することができ

る。

4. 「技術 B 検定合格証明証」の発行を希望する者は、NPO 精管構本部事務局より所定の発行申請書を受け取り必要事項を記入し、発行料の振替払込請求書兼受領証の写を添えて NPO 精管構本部事務局に郵送する。
5. 「技術 B 検定資格証明証」の発行を希望する者は、NPO 精管構本部事務局より所定の発行申請書を受け取り必要事項を記入し、発行料の振替払込請求書兼受領証の写を添えて NPO 精管構本部事務局に郵送する。
6. NPO 精管構本部事務局は、「技術 B 検定合格証明証」ないしは「技術 B 検定資格証明証」もしくはその両方の発行手続きを完了した者に証明証を発行する。
7. NPO 精管構本部事務局は、「技術 B 検定合格証明証」ないしは「技術 B 検定資格証明証」もしくはその両方を発行した者の全てを、技術 B 検定の資格を取得した者として NPO 精管構に登録する。

(技術 B 検定資格の更新)

第 11 条

1. 技術 B 検定の資格更新は 5 年毎とする。
2. 更新には、「技術 B 検定合格証明証」ないしは「技術 B 検定資格証明証」を要する。
3. 更新には定められた講習会の受講と技能検定を要する。
4. 更新の合否決定は、技術部門検定委員会が行う。

(更新の保留)

第 12 条

1. 更新に必要な要件が不十分と考えられる場合など、更新ができないときは所定の書類(胃がん X 線検診技術部門 B 資格更新保留申請書)を請求のうえ提出することにより更新手続きを保留することができる。
2. 保留期間は 1 年ないし 2 年の年度単位とし、最長でも 2 年間を限度とする。
3. 保留期間中は、技術 B 検定資格取得者と呼称することはできない。
4. 保留期間終了後の更新年度から 5 年間を再登録期間とする。

(附則)

1. この規程は平成 23 年 2 月 16 日から施行する。
2. この規程の改廃は、運営委員会の審議により 2 分の 1 以上の同意を得て、理事会の承認を要す。

平成23年2月16日 施行

平成24年1月14日 改訂

平成25年4月20日 改訂

平成25年 月 日 改訂